

議員立法入門とケーススタディー

遠藤ちひろ多摩市議会議員

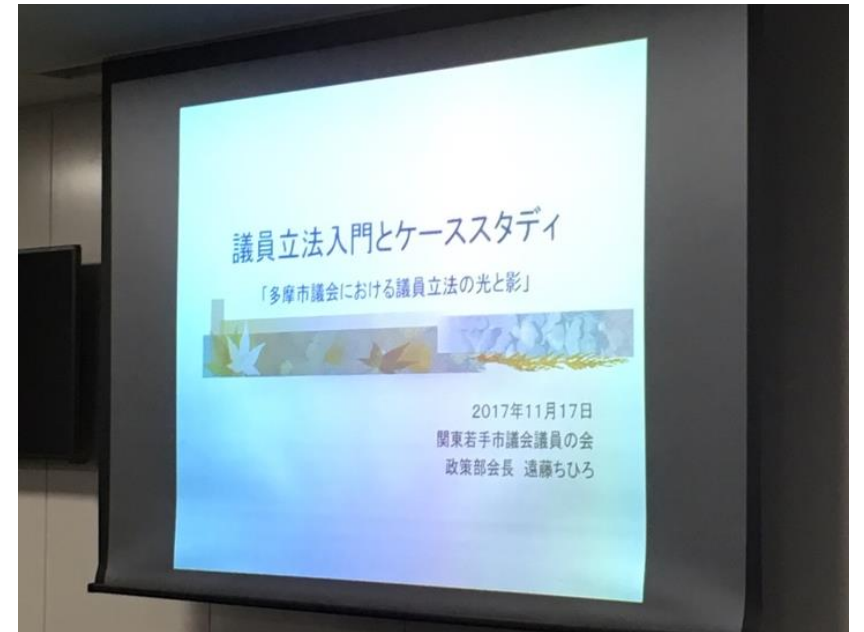
①なぜ今議員立法か

- 地方自治改正による議決事項拡大
- 条例生経験の強化『徳島市公安条例事件』
- 議会基本条例にも政策法務



②議員立法の三類型

- 条例を一からつくる
- 執行部提案の改正（予算修正を含む）
⇒ 条例文言の訂正なども含まれる
⇒ アンダーテーブルでは市民に見えない
- 既存条例の一部改正
⇒ 多摩市議会で行った。
- 議員立法自体は難しくない
⇒ 市長側は議会が強い武器を持っていることを知られたくない



若市議会員の自治体でも多数

- 小金井市 食育推進基本条例
 - 横浜市 財政健全化条例
 - 品川区 おもてなし条例
 - 墨田区 図書館条例
 - 東京都 子どもの受動喫煙防止推進条例
-
- 多摩市⇒『多摩市非常勤公務員の報酬に関する条例』の改正
⇒休職中の職員に給与支払い＝杉並区の選管委員報酬で違法性が！

多摩市フロー①

- 事務局に相談し
⇒議員立法でやった。
- 副市長は聞かなかったことに・・・
⇒議員提出で改正案を出す方向で！
- 杉並区の総務課長にヒヤリングし不支給規定を付け加える話の確認
- スタンドプレー厳禁！まずは会派固め！
- 最高裁で違法を確定しているのでGOGOで！

フロー②

- 執行部から改正案が出ないので若市議ルートで太田、杉並、品川から情報提供を受ける。
- その後精査し多摩市版を作成
- 代表者会議で決まっていれば委員会にせず一発可決であった。
- 議運で正規ルートの方が良いとの提案が…
 - ①初日に提案理由説明
 - ②総務委員会付託 採決
 - ③最終日 本会議採決

フロー③

- 会派代表者と一緒に各会派へ改正案をもってまわる
- 今後の議員立法化をつくるのが狙いなので**特定個人が目立たないよう配慮**
- 票読み。過半数を押さえれば成立確定だが全会一致を目指す。
- 会派代表と正副議長を抑えることが重要
- 前年度受動喫煙防止条例で失敗⇒店がつぶれるリスク、そもそも都
でやっている

フロー④

- 共産党から申し入れ
⇒ 議運の事前打合せをしていたが、総務委員会経由で審議すべきとの提案が出る。
⇒ 急がないと執行部が出すかも・・・＝議員立法にならん
- 提案理由と拝啓、審議のポイントをペラで作ると良い。(Wordで理由と概要のみでOK)
- 議員がやらなければ事務局から動く可能性は低い

フロー⑤

- 議会後、共産党へ改正案のレクをした。
- 文書法制課長について問題点の説明を受ける。@予算委員会
⇒行政側に、議会改正案を事前説明の要望あり。
⇒議会外部に及ぶ場合の根回し作法を学んだ
- 行政委員に話を通すのは所管課だけではなく、議会事務局も噛む
⇒議会事務局も立法プロセスを学べる〈あえて事務局を使う〉

フロー⑥

- 議会事務局が行政委員へ改正案の説明
 - 行政委員と協議後文言を詰める
 - 最終案で会派OKをもらい 閉会中でも改正案提出
 - 次議会で初日提案をし、委員化付託後採択へ
-
- 5月大賞委員会からの合意を取り付けた。(議会事務局)
 - 改めて提案前に各会派合意を取り付ける
 - ⇒ 〈欠席議員の報酬減額条例〉への波及を恐れる声
 - ⇒ 違法状態の物をやりたいのでこのときは別物だと対応

フロー⑦

- 5月中旬に執行部がゴネだした。
- 実際に施行するのは行政。議会が条例を作って「後は頼むよ」は困る。
 - ⇒要綱、規則も作らないといけないので・・・(各ケースの詳細は?)
 - ⇒総務委員が継続的に関わることで何とかOKに
- 6月定例会にて全総務委員に質問取りへ。
 - ⇒質問してほしいが、議事録なしも困る。
- 自身で勉強し想定質問集を作成し本番へ・・・
 - ⇒相当勉強しているので、質問も余裕で返せる。【裏を返すと?】
 - ⇒条例改正が成立！！

まとめ

- 提案理由の説明書が勝負。
- 提案答弁の際に余計なことは話さない
- 改正によって影響が及ぶ関係者への調整はじっくり！
- 提案権を持つ執行部には事前に誠意をもって話を！
- 同意/不同意は条例化の過程で2-3回はひっくり返るのでねばり強く
⇒ 同じ条例が出てきても議会の方が強い！議決権があるので！
- 条例改正、議員立法は難しくないがプロセスは大変！！
⇒ **執行部が嫌がっても議員で立法自体は可能！**

質疑

質問

1. 行政側の差し金で大きい会派が潰しにかかる可能性もあるか？
2. 文章構成の壁。議員文章の法制作業はどこで？

答弁

1. あると思う。そこまで争点化する案件ではなかったもので、まずは争点が少ないものから慣らしてていく
2. 26議員に対して10人の事務局。法制担当はいないので、執行部側の法制に頼んだ。(二元代表制なら事務局にないと・・・)
流山市では兼任で法制担当を議会と執行部に置いた。

質疑

質問

1. 委員会提案条例をやるうと思っ
ているが、委員会構成が変わっ
たらまた1から…
しくみづくりは？(川崎市では政
策委員会がある・墨田区では特
別委員会が何をするか公表して
いる！)
2. 作ってみて議会内の文化として
どのように根付いた？

答弁

1. 非公式の勉強会が必要。
会津若松や三重県でもプロジェ
クトチームとしてやっている。プ
ラットフォームづくりとルール作り
は大切。⇒期限を決めてやって
いくべき。
2. 今回の事例を機に空気として、
現在も条例改正、議員立法が動
いている。
議会は力があるので、議長、議
運委員長を選挙時に抑えて変え
ていける。

質疑

質問

1. 大和なら行政でやれと言われそう。(一般質問でやるなど)だがどのように説得したのか？
2. 有権者への理解はどのように？
3. 先輩議員への説明は？

答弁

1. 執行部がやる話も出たが、前例作りの為にゴネた。
2. 票にはならない。選挙の時に条例を作ったということが言える。
3. 下働きは若い方で行い、先輩の実績にしてしまう。